

# 「岐阜市アナログ規制見直し方針」の概要

## I 本方針について

### ► 本方針の趣旨

対面での研修や現地での人の目による調査など  
アナログ的な手法を前提としたもの（＝アナログ規制）



国が要請も踏まえ、迫り来る急激な人口減少等の諸課題を見据え、  
更なるDX推進を図るため、アナログ規制の見直しを進める

デジタル技術の活用を通じた、市民の利便性及び行政の生産性向上

### 岐阜市アナログ規制見直し方針

本市が定める全ての条例等を対象にアナログ規制の洗い出しを行い、  
該当する規制の有無を総点検した結果を踏まえ、  
今後の対応方針及び内容等を示す「アナログ規制の見直し方針」を作成

## 2 総点検・見直し検討の対象

### ► 総点検の対象範囲

本市で定める2,035の条例等の規定  
(条例、規則、規程、要綱、要領、マニュアル、手引き等)

### ► 見直し検討の対象とするアナログ規制項目

国が「アナログ規制の点検・見直しマニュアル」にて示す8項目の規制  
①目視、②実地監査、③定期検査・点検、④常駐・専任、⑤対面講習、  
⑥書面掲示、⑦往訪閲覧・縦覧、⑧記録媒体を指定する規制

## 3 総点検の結果（見直し検討の項目数）

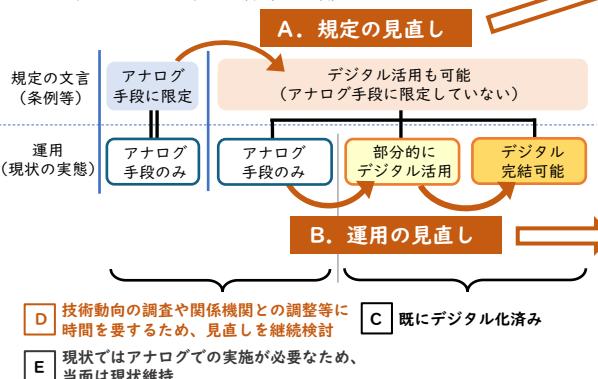
2,035の条例等の規定について、アナログ規制に関連するか否かを総点検  
⇒ 562件の項目(※)が該当 ※条項ではなく規制(手続き)の数  
うち、国・県の法令等に基づき定めている項目（国県規制）109件  
うち、本市が条例等で独自に定めている項目（市独自規制）453件

規制項目	件数	うち 国県規制	うち 市独自規制
①目視規制	256	49	207
②実施監査規制	125	15	110
③定期検査・点検規制	28	10	18
④常駐・専任規制	3	0	3
⑤対面講習規制	15	1	14
⑥書面掲示規制	36	14	22
⑦往訪閲覧・縦覧規制	94	16	78
⑧記録媒体を指定する規制	5	4	1
合計	562	109	453

453件 全ての市独自規制を対象に  
市民の利便性及び行政の生産性向上の観点から今後の対応方針を検討

## 4 見直し方法（どのように見直すか）

### ► 今後の対応方針の分類（5分類）



今後、A、Bについて確実に見直しを行うとともに、Dは継続して見直しを検討

## 5 見直し項目（どれを見直すか）

### ► 今後の対応方針の検討等

- 条例等を所管する部署にて、各規制の内容に照らし、対応方針を検討
- デジタル戦略課にて各部署の検討結果を精査し、ヒアリング・調整を行い、市独自規制453件に関して、5つの分類に基づく今後の対応方針を整理

### ► 今後の対応方針の整理（件数）

規制項目	市独自規制 件数	今後の対応方針				
		デジタル化 208件	A 規定の 見直し	B 運用の 見直し	C デジタル 化済み	D 継続検討
①目視規制	207	5	25	58	44	75
②実施監査規制	110	1	20	11	12	66
③定期検査・点検規制	18	0	0	6	3	9
④常駐・専任規制	3	0	0	0	0	3
⑤対面講習規制	14	0	4	8	1	1
⑥書面掲示規制	22	2	2	8	3	7
⑦往訪閲覧・縦覧規制	78	6	5	47	11	9
⑧記録媒体を指定する規制	1	0	0	0	0	1
合計	453	14	56	138	74	171

見直し 計70件 継続して見直しを検討

## 6 見直しの具体例

### A. 規定の見直し

①証紙規則 目視規制 【会計課】R7改正、R8～見直し  
規制内容：手数料納付のため、申請書に貼付した収入証紙を目視で確認  
⇒ 見直しの内容 証紙規則を廃止し、オンライン等での手数料納付を可能とする

②公告式条例 往訪閲覧・縦覧規制 【行政部】R7改正、R8～見直し  
規制内容：公布する条例の掲示板への掲示  
⇒ 見直しの内容 条例の規定を改正し、インターネットでの閲覧を可能とする

### B. 運用の見直し

①火災予防事務処理要綱 目視規制 【消防本部】R7～見直し  
規制内容：建築同意（建築計画の防火規定への適合）の審査を書面にて実施  
⇒ 見直しの内容 電子図面等での審査及び同意書の電子化を可能とする

②定期監査実施要領 実地監査規制 【監査委員事務局】R8～見直し  
規制内容：企業会計の貯蔵品のたな卸現地調査  
⇒ 見直しの内容 現地職員とオンラインで映像を共有し、併用での調査を実施

③歴史博物館条例施行規則 対面講習規制 【魅力づくり推進部】R9以降見直し  
規制内容：歴史博物館の資料に関する講習会等の対面での実施  
⇒ 見直しの内容 一部の講習会等についてオンラインによる受講を可能とする

④契約規則 書面掲示規制 【行政部】R8～見直し  
規制内容：書面による契約書の作成  
⇒ 見直しの内容 物品調達等への電子契約（契約書の電子化）の拡大

⑤自然環境の保全に関する条例 往訪閲覧・縦覧規制 【環境部】R8～見直し  
規制内容：自然環境保全地区を指定する旨の公告に係る縦覧  
⇒ 見直しの内容 インターネットでの縦覧を可能とする

## 7 今後に向けて

### 計画的かつ着実な見直しの実施

見直しの方向性に基づき、規定の改正及び運用の見直しを計画的かつ着実に実施  
⇒ 毎年度、デジタル活用推進委員会にて進捗状況を確認（フォローアップ）

### 継続的な見直しの検討と技術動向等の注視

現時点では解消しきれないアナログ規制についても、継続的に見直しを検討  
= 技術発展による新たなデジタル化手法の導入や他自治体の先行事例等を注視

### 新たなアナログ規制を生み出さない

制度や規定を新設・変更する際、アナログ手法に限定せず、デジタル活用を可能に  
= デジタル手法の導入に加え、将来的な新技術の活用を阻害しない環境の整備

アナログ規制の見直しにより、更なるDXを推進し、  
市民の利便性及び行政の生産性向上を実現